

小牧系水源施設緑地整備業務委託仕様書

四日市市上下水道局 施設課 水道施設係

1 総 則

本業務委託は、水源施設用地内の管理及び美観維持のために行うものである。

2 委託業務場所

四日市市小牧町ほか5町地内

3 委託業務内容及び作業時期

① 剪 定

作業時期 契約の日から7月上旬まで

② 害虫防除

使用薬剤 トレボン乳剤または同等品以上 2回分500cc1本

アドミックスまたは同等品以上 2回分500cc1本

作業時期 第1回目 契約の日から7月上旬まで

第2回目 9月下旬から10月下旬まで

③ 除草剤散布

使用薬剤 グラトップ水和剤または同等品以上 1,000㎡当たり0.3kg

バスタ、サブゾーンまたは同等品以上 1,000㎡当たり1.2ℓ

作業時期 第1回目 契約の日から7月上旬まで

第2回目 7月下旬から8月下旬まで

第3回目 9月下旬から10月下旬まで

④ 除 草

作業時期 第1回目 契約の日から7月上旬まで

第2回目 7月下旬から8月下旬まで

第3回目 9月下旬から10月下旬まで

但し、あかつき台配水池の平面除草、急斜面除草及び北山導水管路の平面除草は年2回とし、作業時期は第1回目と第3回目とする。

4 委託業務場所及び面積

① 剪 定 別紙2 樹木剪定一覧表、添付図面のとおり

② 害虫防除 別紙1、2 薬剤散布場所及び本数一覧表のとおり

③ 除草剤散布 別紙1 薬剤散布場所一覧表、添付図面のとおり

④ 除 草 別紙1 除草場所及び除草面積一覧表、添付図面のとおり

5 作業方法

作業に先立ち、工程を本局係員と打ち合わせ、係員の指示に従い作業を行うこと。
使用薬剤等は、あらかじめ本局の承諾を受けたものとする。

6 作業内容

① 平面及び法面除草についてはハンドガイド式及び肩掛式草刈機で、急斜面除草及び花壇抜根については人力で除草を行うこと。

② 剪定については、樹形を整え刈り込みをすること。

③ 除草剤及び害虫防除剤散布時は、天候等に留意し周辺の民家など迷惑のかからないよう十分注意し作業を行うこと。

また、農薬取締法など関連する法令及び製品の安全使用上の注意を遵守の上、三重県農薬管理指導士の指導の下で作業を行うこと。

④ 作業に着手する施設については、1週間前と作業日に施設課担当者及び水源管理センターに必ず連絡すること。

※ 水道施設係 電話番号 354-8364

※ 水源管理センター 電話番号 352-9568

⑤ フェンス等に巻き付いた蔓類及び側溝等に堆積した落葉、刈草などを取除き処分すること。

⑥ フェンス、給水栓、防犯用赤外線センサー及びケーブル標示杭等各施設構造物周辺は十分注意し、施設に損傷を与えないように作業すること。

特に電線、ケーブル等は感電事故の恐れがあるため周囲は手作業で行うこと。

⑦ 民家や駐車場及び田畑に隣接する場所では、石や刈草などの飛散対策として、フェンスシートを張り防護すること。

⑧ 刈草や抜根等の処分は、受託者が（株）三重菰野グリーンリサイクルで処分すること。

なお、水源施設内用地での刈草などの焼却及び不法な処分は絶対にしないこと。

⑨ 刈草や抜根等の処分について、自社処分の場合は処分費を減額変更する。

その場合における処分方法については監督員と協議すること。

⑩ 処分量が増減した場合は、変更契約の対象とする。

但し、増減量が設計数量の1割未満の場合はその対象としないものとする。

⑪ あかつき台配水池の平面除草については、1回目は別紙図面のとおり、2回目はフェンスの外側のみとする。

7 提出書類

作業完了後、速やかに委託業務完了届、写真帳、作業日報、処分報告書、計量伝票を提出すること。

8 支払い

委託料の支払いは、部分払の回数2回以内及び完了払千円単位とし、千円未満の端数金額は最終支払い時に精算するものとする。

また、処分費については最終支払い時に支払うものとする。

9 環境配慮事項

- ① 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
- ② 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
- ③ 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
- ④ 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドルストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
- ⑤ 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
- ⑥ 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
- ⑦ コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
- ⑧ 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

10 その他

本仕様書に明示されていない事項及び本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、双方が協議の上定めるものとする。

但し、軽微なものについては、本局の指示に従うものとする。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報という。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

以 上

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複製し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複製又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

除草場所及び除草面積一覽表

| 施設名 | 所在地 | 工種別 | | 平 面 除 草 (ハ ン ド カ イ ド 式) | 平 面 除 草 (肩 掛 式) | 平 面 除 草 (肩 掛 式) | 法 面 除 草 (肩 掛 式) | 急 斜 面 除 草 (人 力) | 花 壇 抜 根 (人 力) | | |
|-----------------|-------------------------|------------------------|----------------|-------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|---------|----------------|
| | | 回 | m ² | | | | | | | 回 | m ² |
| 小 牧 水 源 地 | 四 日 市 市 小 牧 町 地 内 | 865 × 3 | 2,595 | 1,964 × 3 | 5,892 | | | | | | |
| 小 牧 3 号 井 | 四 日 市 市 札 場 町 地 内 | 57 × 3 | 171 | 135 × 3 | 405 | 34 × 3 | 102 | | | | |
| あ が た 配 水 池 | 四 日 市 市 下 海 老 町 地 内 | | | | | 728 × 3 | 2,184 | | | | |
| あ か つ き 台 配 水 池 | 四 日 市 市 あ か つ き 台 一 丁 目 | 105 × 2 | 210 | 408 × 1 248 × 1 | 408 248 | 315 × 3 | 945 | 2,035 × 2 | 4,070 | | |
| 北 山 導 水 管 路 | 四 日 市 市 北 山 町 地 内 | 82 × 2 | 164 | 193 × 2 | 386 | | | | | | |
| 神 田 取 水 場 | 員 弁 郡 東 員 町 地 内 | 368 × 3 | 1,104 | 569 × 3 | 1,707 | 62 × 3 | 186 | 70 × 3 | 210 | | |
| 長 深 取 水 場 | 員 弁 郡 東 員 町 地 内 | 539 × 3 | 1,617 | 1,260 × 3 | 3,780 | | | | | | |
| 中 上 取 水 場 | 員 弁 郡 東 員 町 地 内 | 436 × 3 | 1,308 | 987 × 3 | 2,961 | | | 31 × 3 | 93 | | |
| 合 計 | | 2,452 × 2 2,265 × 1 | 7,169 | 5,516 × 1 4,915 × 1 5,356 × 1 | 15,787 | 1,139 × 3 | 3,417 | 2,035 × 2 | 4,070 | 101 × 3 | 303 |

薬剂散布場所及び本数一覽表

| 施設名 | 所在地 | 工種別 | | 除 草 剤 散 布 | 害 虫 防 除 剤 散 布 幹 周 (60 cm 未 満) | 害 虫 防 除 剤 散 布 幹 周 (60cm 以 上 120cm 未 満) | 害 虫 防 除 剤 散 布 中 木 樹 高 (100cm 以 上 200cm 未 満) | | |
|-------------|---------------------|-----------|----------------|-----------|------------------------------------|---|--|--------------------------|----------------|
| | | 回 | m ² | | | | | 回 | m ² |
| あ が た 配 水 池 | 四 日 市 市 下 海 老 町 地 内 | 4,998 × 3 | 14,994 | | | | | | |
| 神 田 取 水 場 | 員 弁 郡 東 員 町 地 内 | | | 3 × 2 | 6 | 11 × 2 | 22 | | |
| 神 田 2 号 井 | 員 弁 郡 東 員 町 地 内 | | | 9 × 2 | 18 | 5 × 2 | 10 | | |
| 合 計 | | 4,998 × 3 | 14,994 | 12 × 2 | 24 | 16 × 2 | 32 | 7 × 2 7 × 2 14 × 2 | 28 |

寄植剪定

| 施設名 | 所在地 | 寄植剪定 中木 |
|-------|----------|---------------------|
| 中上取水場 | 員弁郡東員町地内 | 25.0 m ² |
| 合計 | | 25.0 m ² |

刈草や抜根等処分量

| |
|--------|
| 6.55 t |
|--------|

害虫防除樹木内訳

| 施設名 | 所在地 | 幹周(60cm未満) | | 幹周(60cm以上120cm未満) | | 中木樹高(100cm以上200cm未満) | |
|---------|----------|------------|-----|-------------------|-----|----------------------|-----|
| | | 桜 | 計 | 桜 | 計 | 梅 | 計 |
| 神田取水場 | 員弁郡東員町地内 | 3本 | 3本 | 11本 | 11本 | 7本 | 7本 |
| 神田2号井 | 員弁郡東員町地内 | 9本 | 9本 | 5本 | 5本 | 7本 | 7本 |
| 計 | | 12本 | 12本 | 16本 | 16本 | 14本 | 14本 |
| 合計(年2回) | | 24本 | 24本 | 32本 | 32本 | 28本 | 28本 |
| | | | | | | | 84本 |